**難民申請に関する法の再改正・厳格化を求める陳情**

年 月 日

 先生

**（陳情の要旨）**

**不法滞在の外国人による難民申請が急増しており、その背景として難民申請中の強制送還をできなくし申請期限を撤廃した平成16年の「出入国管理及び難民認定法」改正が影響しているとみられます。こうした現状を鑑み、平成16年の法改正を再改正するとともに、難民審査・認定を厳格化すべきです。**

**（陳情の理由）**

今年の法務省の調査によりますと、不法滞在の外国人による難民申請が急増し、最近10年間で約6,800件に上ったことがわかっています。[[1]](#footnote-1)平成16年(2004年)の「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管難民法」）改正を契機に、年間の申請数が200件台から800件台と約4倍に増えており、本改正が不法滞在の外国人の増加を助長していることは明らかと考えられます。

我々移民・多文化共生政策に反対する日本国民の会 (愛称: 八重桜の会)は、本改正が日本国の安全保障や国民生活の安全を脅かしている現状を鑑み、撤回されるべきであると考えます。同時に、近年の国際情勢を鑑み難民申請・認定のさらなる厳格化を求めます。

**（平成16年の法改正について）**

平成16年5月27日、第159回衆議院本会議において、入管難民法の改正案が成立し、6月2日に同法が公布されました。概要は以下の通りです。

（1）申請期間の制限（60日ルール）の撤廃

（2）仮滞在許可制度の創設 - 非正規に滞在している難民申請者でも、一定の条件の下で仮滞在が許可される。

これらは本来難民保護を理由としたものでしたが、実際には難民申請が不法滞在者の送還逃れに悪用されているとみられます。

**(平成16年当時と現在の環境の変化)**

不法滞在の外国人が入国する手段としてまず挙げられるのが、観光ビザです。入管難民法が改正された平成16年当時は、現在よりも外国人観光客の数も少なく、また政府がインバウンド政策を後押しするようなことも行っていませんでした。しかし現在、中国や東南アジアといった国々の観光ビザが大幅に緩和されており、これらの国々の中には犯罪率や不法滞在検挙率の高い国も多く含まれています。また、留学生ビザについても、特に平成21年の民主党政権発足以降、対象や就労要件が大幅に緩和され、さらに現在、政府による「留学生30万人計画」が進められようとしています。また、世界全体を見ても、経済のグローバル化、格安航空会社の出現など、過去に比べて国境を越えた人の移動がより容易にしやすい環境となっています。

我々は観光ビザや留学生ビザの発給政策そのものについても、制限する方向での見直しが必要と考えますが、さらにこうしたビザを使って不法滞在がより容易にできるようになってしまっているのが、他ならぬ平成16年の改正です。

国内外の環境が変化したにもかかわらずこの状況を放置しておくことは、「日本は不法滞在がしやすい国」という評判がますます立ってしまうことに繋がり、不法滞在目的で入国する外国人がさらに増え続けることになります。特にIS(イスラム国)など国際テロ組織の活発化をはじめ、国際情勢は以前よりも混迷化・複雑化しており、日本も標的となっている今、犯罪目的での入国の動機も一層高まっているのではないでしょうか。結果として被害者となるのは、治安や生活環境の悪化で影響を受ける一般国民です。政府は日本国・日本国民の利益を第一に考え、国民の安全保護、治安悪化防止の観点から、平成16年の改正を撤廃すべきです。

**(就労制度見直しとの関連)**

今年2月、難民申請を行った外国人に対し、申請から半年後に国内で働く資格を自動的に与えている制度が不法就労に悪用されている「偽装難民申請」の実態が大々的に報道されました。これをきっかけに、法務省は申請者に一律に就労を許可する現在の運用を見直す方針とのことです。[[2]](#footnote-2)我々はこうした見直しの方針を評価するとともに、平成16年の改正についても、不法滞在・就労防止のためセットで国会においても見直されることを求めます。

**(難民認定の厳格化への要望)**

日本では現在、難民認定数は非常に少なくなっていますが、一部の国際団体やNPOなどから「閉鎖的」、「反人権的」、「グローバル時代に逆行する」などの声が時折上がります。しかし、大勢の難民を受け入れてきた欧州では、本来の「難民」の定義ではない「経済難民」も含め、アフリカや中東からヨーロッパ大陸を目がけて船などで押し寄せてくる難民が急増しており、最近は欧州各国において文化的摩擦、財政負担、治安の悪化などの問題が深刻化しています。よく、難民保護は人道上のためと言われますが、それによって自国民がこうした問題の被害者となるのでは、果たして人の道に本当に適っているのでしょうか？

日本は先に挙げた入管難民法の制度的欠陥に加え、永住権や国籍の取得も他国に比べて比較的容易であり、特に永住権については、政府の外国人労働者受け入れ推進政策によってさらに取得要件が緩和されつつあります。また他国には当たり前のように存在するスパイ防止法も存在しないなど、安全保障上の法制度も不十分であるという現状があります。こうした状況で、仮に難民にまで今以上に門戸を開いたら、日本の安全保障や治安、社会の在り方に欧州以上に取り返しのつかない損害を与える可能性があります。そのため、仮に難民申請の悪用が防止される方向に法改正が実現したとしても、それを口実に難民要件の緩和は一切行われず、むしろ今以上に厳格化されることを望みます。

**(終わりに)**

日本はいわゆる「国際標準」などに安易に迎合することなく、日本国の安全保障、国民生活の安全維持とはじめとする国益を第一に、不法滞在者を減らす方向に法改正を行うべきであり、同時にそれを安易な難民受け入れ緩和の口実にすることは厳に慎むべきです。どうか先生におかれましても、この問題の重要性をご認識いただき、入管難民法、特に難民申請に関する法の再改正・厳格化にご賛同いただけることを願い、ここに陳情いたします。

(住所・名前・押印)

1. 平成27年3月29日、読売新聞。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 平成27年3月7日、読売新聞。 [↑](#footnote-ref-2)